

名古屋葵大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項

(趣旨)

第1条 名古屋葵大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日決定競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「共通指針」という。)及びその他別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 間接経費は、学長の責任の下、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保しなければならない。

(間接経費の使途) 第3条 間接経費の使途は、共通指針の別表1(間接経費の主な使途の例示)によるものとする。

2 間接経費の使途の決定は、学長が行うものとする。

(報告)

第4条 学長は、毎年度の間接経費使用実績等について、当該間接経費の配分機関の定めにより、報告を行わなければならない。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、競争的資金に係る間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。